議員提出意見書案第２号

地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成 28 年須賀川市議会規則第１号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和３年６月２４日

総務常任委員長　　本　田　勝　善

須賀川市議会議長　　五 十 嵐　伸　様

地方財政の充実・強化に関する意見書

新型コロナウイルスの出現により、今、地方自治体には、新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、新しい生活様式への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題等のあらゆる課題に即時対応することが求められています。それと同時に、医療、介護等の社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保等、少子高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要もこれまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、デジタル・ガバメント化等への対応に追われています。

こうした地方の財源対応について、政府は、いわゆる「骨太方針２０１８」に基づき、2021 年度の地方財政計画までに、2018 年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により、巨額の財政出動が行われる中、2022 年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022 年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要等も把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に下記の事項の実現を求めます。

記

１　社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策等の増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

２　新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた全体的な保健所体制・機能の強化その他の新型コロナウイルス対応事業、更には地域経済の活性化まで踏まえた十分な財源措置を図ること。

３　子育て、地域医療の確保、介護、児童虐待防止、生活困窮者自立支援等の急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、人材を確保するための自治体の取組を支える財政措置をとること。

４　デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長、一定のカスタマイズを可能にする等、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止すること。さらに、地域での人材育成を図る等、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。

5　「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている１兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。

6　2020年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、更なる財政需要を十分に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。

7　森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。

8　地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行う等、抜本的に改善すること。

　また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方６団体等を通じて、自治体の意見及び財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を始め、財政運営に支障が生じることがないよう対応すること。

9　地方交付税の財源保障機能・財政調整機能を強化し、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化等の対策をとること。

１０　地方交付税の法定率を引き上げる等、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和３年６月　　日

福島県須賀川市議会議長　　五 十 嵐　伸

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣　　宛
総務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（地方創生）
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）